◇外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四三九号）（財務省）

1　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の実施に伴い、カタール国の居住者が営む国際運輸業に係る所得についての非課税措置に関する規定を削除することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇農地法施行令等の一部を改正する政令（政令第四四〇号）（農林水産省）

一　農地法施行令の一部改正関係

農地の転用の許可等を行う市町村の指定の手続等に関する規定の整備を行うこととした。（第九条関係）

二　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

1　農業振興地域整備計画の策定等を都道府県が行う場合に、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会に代えて、次に掲げる者の意見を聴かなければならないこととした。

㈠　都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構

㈡　都道府県農業協同組合中央会が組織変更した場合における農業協同組合連合会（第五条関係）

2　農用地区域内の開発行為の許可を行う市町村の指定の手続等に関する規定の整備を行うこととした。（第一三条の三関係）

三　その他

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二三年政令第一五号）その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第四四一号）（環境省）

1　環境影響評価法（平成九年法律第八一号）第一〇条第四項の政令で定める市に、静岡市を追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十五号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第二項及び第十九条第一号並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項、第三十条の十一第一項及び第三十条の十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条の二」に改める。

第十一条中「掲げる者」の下に「及び同法第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号又は第三十条の十二第一項第二号に掲げる場合においてこれらの号に規定する求めをした者」を加える。

第四章第一節中第十九条の前に次の一条を加える。

（資産等の状況についての報告を求めるために個人番号の提供をすることができる場合）

第十八条の二　法第十九条第一号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十七条の四

二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（同法第十五条第三項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）

三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十四条（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の二第五項

五　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の二第一項

六　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百八条第一項及び第二項

七　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十条

八　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十六条